

# グリーン調達ガイドライン

2026年4月  
愛知製鋼株式会社

# 目次

1. はじめに	1	頁
2. 環境方針		
1) 基本姿勢	2	頁
2) 環境憲章	2	頁
3) アイチ環境取組プラン2025	3	頁
3. グリーン調達方針		
1) 調達方針	4	頁
2) 取引先様へのお願い	5	頁
4. グリーン調達ガイドライン		
1) 環境マネジメント	6、7	頁
2) エコエネルギー	8	頁
3) エコプロダクション	8	頁
4) エコマネジメント	9	頁

## 1. はじめに

愛知製鋼は、1996年に環境憲章を制定し、「地球環境の保全が人類の存続および企業の永続的発展の基盤であるとの認識のもとに、事業活動の全ての段階において環境の保全に配慮して行動します」という理念を掲げ、環境への取り組み姿勢を明確にしております。

2020年8月に公表した「愛知製鋼グループ2030年ビジョン」では、ESG経営の実践のひとつとして、持続可能な地球環境への貢献を掲げ、「企業の環境責任」、「低炭素社会への貢献」、「自然との共生」に取り組んで参ります。

この重要タスクの「5か年実行計画」かつ「社会へのコミットメント」として、2021年3月に「アイチ環境取組プラン2025」を作成しました。

「エコプログラムで笑顔溢れる豊かな未来へ」を合い言葉に、環境基本方策の3本柱「エコエネルギー」、「エコプロダクション」、「エコマネジメント」を強力推進して参ります。

今回、本取組プラン作成を受け、「グリーン調達ガイドライン」を改訂させて頂きました。お取引先の皆様と連携した環境保全活動の推進のためにも、本ガイドラインの内容をご理解いただき、今後の取組みに活かして頂きますよう、ご協力よろしくお願いたします。

2026年4月

執行職調達部長

山口 満三

## 2. 環境方針

### 1) 基本姿勢

私たちは、環境保全活動を企業経営における最重点課題の一つとしています。  
「愛知製鋼環境憲章」を1996年6月に策定、2017年2月に改訂し、環境への取り組み姿勢を明確にしています。

1993年6月には「環境に関する行動指針(現:アイチ環境取組プラン)」を制定し、目標達成に向けて、積極的に活動を展開しています

### 2) 環境憲章

# 愛知製鋼環境憲章

## 理 念

愛知製鋼は地球環境の保全が人類の存続および企業の永続的発展の基盤であるとの認識のもとに事業活動の全ての段階において環境の保全に配慮して行動します。

## 基 本 方 針

～全部門が協力し、自主的に行動計画、目標を明確にし、  
環境保全活動の継続的改善を進めます。～

1. 全部門参画のもと常に最新の推進体制を整備し、環境保全に取り組みます。
2. 全ての事業活動において、環境関連の規制を遵守することはもとより、自主管理・監査を実施し、環境管理レベルの向上に努めます。
3. 製品および設備の企画・開発・設計段階から環境保全に配慮したものづくりに努めます。
4. 事業活動の全ての領域で省資源・省エネルギー・リサイクル・廃棄物の減量化等に取り組みます。
5. 社会や地域における環境保護への支援および協力活動に取り組み貢献します。
6. 製品の環境に関する法令及び顧客からの要求事項を遵守します。
7. 全従業員の環境保全に対する意識向上を図るために、教育・広報活動を実施します。
8. 環境に関する取り組み方針、開発した技術、手法を公表し、環境保全に貢献します。

2017年2月17日  
愛知製鋼株式会社 取締役社長

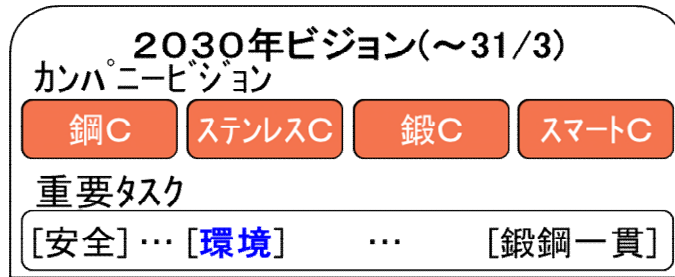
### 3) アイチ環境取組プラン2025

持続可能な社会・地球環境へ継続的に貢献していくため、2021年度から2025年度までの環境行動の指針・計画である「アイチ環境取組プラン2025」を策定しました。

今回の取組プランは、2030年ビジョンの重要タスクの1つである[環境]の「5ヶ年実行計画」かつ「社会へのコミットメント」と位置付けています。

「エコプログラムで笑顔溢れる豊かな未来へ」を合い言葉に、環境2030ビジョン環境基本方針3本柱「エコエネルギー」「エコプロダクション」「エコマネジメント」を強力に推進いたします。

#### 【経営指針】



#### 【コミットメント】

アイチ環境取組プラン2025(21-25)

## エコプログラムで笑顔あふれる豊かな未来へ



### 3. グリーン調達方針

#### 1) 調達方針

当社では、事業活動の全ての段階において、環境の保全に配慮し、環境保全活動の継続的改善に取り組んでいます。

そこで、環境負荷低減活動(CO2排出低減、資源循環、環境負荷物質低減、生物多様性の保全)を推進しておられる取引先様からの優先的な調達を実践しております。

#### (1)積極的に環境保全活動に取り組んでいる企業

- ・環境関連法令の遵守と徹底をし、事業活動されている。
- ・第三者機関(ISO14001等)により、環境マネジメントシステムの認証・認定されている。
- ・環境負荷物質の管理体制が整備されている。

#### (2)価格、品質、納期だけを考慮するのではなく、ライフサイクル(LCA\*)において、環境負荷ができるだけ少ない商品

- ・環境負荷物質を含まず、製造時にも副生成物として排出しない商品
- ・再利用・再使用できる商品
- ・廃棄物が少ない商品
- ・工事・補修、保守点検、サービス、物流などにおいて、環境負荷の低減に考慮したパフォーマンス向上(物流時のCO2の低減など)

\* LCA:Life Cycle Assesment(ライフサイクルアセスメント)の略 製造、使用、廃棄、運搬までの全ての段階を通して、投入された資源、エネルギー、排出された環境負荷物質を評価する手法。

## 2) 取引先様へのお願い

当社は、地球環境にやさしい、クリーンで安全な商品をお客様に提供することを目的に、グリーン調達に取り組んでまいります。

グリーン調達は、環境保全活動に取り組まれているお取引先様から、環境負荷の少ない製品・部品・加工品・原材料・副資材・物流・サービスを調達することによって実現します。

そのために、取引先様には下記をお願いします。

		製品・部品	原料・副原料	資材	設備・工事・サービス	物流	その他	該当ページ
環境マネジメントの推進	環境法令の順守	○	○	○	○	○	○	6
	環境マネジメントシステムの構築 (サプライチェーン全体の取組み)	○	○	○	○	○	○	6
	環境負荷物質の管理	○	○	○			(○)	7
エコエネルギー	省エネルギー、CO <sub>2</sub> 排出量削減	○	○	○	○	○	(○)	8
	LCA(*)データの報告	○				○		8
エコプロダクツ	資源の有効利用	○	○	○	○	○	(○)	8
	LCA(*)データの報告	○				○		8
エコマネジメント	生物多様性保全への取組み	○	○	○	○	○	○	9

\* LCA:Life Cycle Assesment(ライフサイクルアセスメント)の略 製造、使用、廃棄、運搬までの全ての段階を通して、投入された資源、エネルギー、排出された環境負荷物質を評価する手法。

- ①製品・部品: 鋳片・鋼材、鍛造品、電子部品、委託加工品 他
- ②原材料・副資材: 鉄屑、合金鉄、電極、耐火物 他
- ③資材: 梱包・包装資材、事務用品類、OA機器、家電品等の一般用品、部品、副資材 他
- ④設備・工事・サービス: 土木・建設・機械・電気・計装工事(機械、機器の製作納入も含む)、保守点検(設備・建屋等の保守)、緑地保守、サービス(飲食・広告・興行・教育・医療) 他
- ⑤物流: 製造関係、調達品運搬及び構内物流など全般
- ⑥その他: 生産活動に必要なもの全般

## 4. グリーン調達ガイドライン

### 1) 環境マネジメント

当社では、グリーン調達方針にもとづき、サプライチェーン全体で環境保全活動を推進していきます。取引先様におかれましては、環境関連法令を遵守いただくとともに、環境マネジメントシステムを構築し環境マネジメントを推進いただくようお願いいたします。

### 【依頼事項】

#### (1) 環境法令の遵守

環境マネジメントシステムのもと、環境関連法令(\*)の遵守を徹底し、事業活動におけるリスク要因を特定の上、未然防止対策を確実に実施してください。

\*代表的な環境関連法令

##### ①国内

〈工場関連規制〉

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、オゾン層保護法、労働安全衛生法、  
毒物及び劇物取締法、PRTR制度

〈製品含有化学物質規制〉

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法

##### ②海外

〈製品含有化学物質規制〉

北米: 米国/有害物質規制法(TSCA)、カナダ/連邦環境保護法(CEPA)

欧州: ELV指令、RoHS指令、REACH規制

その他: 中国/新化学物質環境管理弁法、韓国/化学物質管理法等

#### (2) 環境マネジメントシステムの構築

取引先様におかれましては、環境保全活動を推進し、継続的な改善が出来る環境マネジメント体制の構築、及び環境リスクの低減と環境パフォーマンスの向上への取り組みをお願いいたします。

##### ①外部認証取得

環境マネジメントの確実な推進のために、「ISO14001」等の環境マネジメントシステムの外部認証の取得を推奨いたします。

##### ②取引先調査

取引先各会社の環境への対応状況について、下記の通り調査させていただきますので、その節はご協力お願いします。尚、調査内容は、調達部内のみで使用いたします。

- ・新規取引先: 取引口座開設時
- ・既に取引されている取引先: 1回/年(当社指定日)

提出頂いた後、当方で状況を確認させていただきます。また、活動状況により、改善要求をさせて頂く場合もありますので、その節はご協力お願いします。

### (3) 環境負荷物質の管理

当社は以下の購入品に対し、化学物質に関する国内外の法規制や顧客からの要求事項などに基づき、【1】禁止物質、【2】条件付禁止物質、【3】制限物質に分類し、管理しています。

- i) 自社工場・物流拠点内で使用する購入品(資材など)
- ii) 当社出荷製品の一部として組み込まれる購入品(製品・部品、資材など)  
(防錆油、ペンキなど製品への付着物も含む。)

【1】禁止物質: 部品、材料、副資材に使用禁止する物質

【2】条件付禁止物質: 用途や最終製品の向け先によって、使用を禁止もしくは制限する物質

【3】制限物質: 使用にあたり、含有状況(含有量、部位、目的等)の管理が必要な物質

詳細は、弊社技術標準SAT-A10-G0001を参照下さい。

#### ① 購入品の含有化学物質に関する情報提供

##### i) "PRTRWORLD"による環境負荷物質情報(SDS)の管理

当社では環境負荷物質管理システムを構築し、管理の徹底を図っています。取引先様には、新規原材料、副資材採用計画時に(株)エコ・リサーチが運用管理を行う"PRTRWORLD"を介し、当該製品の含有成分、該当法規、物理化学的性状などの環境負荷物質情報を入力願います。登録方法は、PRTR WORLD内のオンラインマニュアルをご参照願います。

##### ii) 「製品含有化学物質状況調査報告書」の提出

購入品に対し、弊社技術標準SAT-A10-G0001に基づく、規制物質含有の有無・量の管理の徹底を図っています。以下の場合、'製品含有化学物質状況調査報告書'の提出をお願いします。

- a) 新規取引 (仕入先様よりの申告)
- b) 含有成分や製造方法が変更された場合 (仕入先様よりの申告)
- c) 対象となる環境負荷物質が追加された場合 (弊社より依頼)

##### iii) IMDS\*の提出

当社が依頼した場合、IMDSを用いて購入品の化学物質情報の提出をお願いします。

※ IMDS(International Material Data System)

・ドイツの自動車工業会(VDA)が中心となり開発。日本を含めた世界の主要な自動車メーカーが会員となり運営しているグローバルに自動車業界標準のデータベース。

#### ② 有害物質の不使用

当社への納入品および当社内で使用する材料、薬剤などについては、禁止物質及び条件付禁止物質の不使用、使用の代替化をお願いします。代替品については、優先購入を検討しますので、ご提案をお願いします。

## 2) エコエネルギー

当社では、低炭素社会の構築に貢献するため、エコ製品・技術開発を行うとともに、事業所の活動全般において、エネルギー使用量の削減などにより、CO2排出量の最小化に努めていきます。

取引先様においても、CO2の排出削減に向けた積極的な取り組みをお願いします。

### 【依頼事項】

#### (1) 省エネルギー、CO2排出量削減

取引先様の事業活動(開発、生産、製品の輸送など)における省エネルギー、CO2排出量削減の取り組みをお願いします。

また、部品、原材料、副資材を納入する取引先様は、当社への納入物流のCO2排出量低減に向けた取り組みをお願いします。

#### (2) LCAデータの報告

当社では、製品・部品のライフサイクルにおける環境影響評価をLCA手法にて実施し、環境効率を指標として環境配慮型製品の開発促進に努めていきます。

LCA評価を実施するためには、製造環境データ(エネルギー使用量、廃棄物量、CO2・NOxなどの大気への排出量など)が必要となります。取引先様におかれましては、当社から必要時に個別に依頼させていただきますので、その節はご協力をお願いします。

## 3) エコプロダクション

当社では、資源循環型社会の構築に貢献するため、資源循環型企业に資する事業推進を図るとともに、生産における副産物の低減と更なる資源の有効利用に努めています。

また、発生した廃棄物については適切な処理が行われるよう監視を強化しております。

取引先様におかれましても、資源の有効利用、廃棄物の適正処理に努めていただきますようお願いいたします。

### 【依頼事項】

#### (1) 資源の有効利用

資源有効利用のために、取引先様には以下のことをお願いします。

- i. 材料使用量の削減、資源の再利用、リサイクルの推進などによる廃棄物の削減
- ii. 材料、部品、製品の輸送に用いる梱包資材使用量の削減
- iii. 水使用量の削減
- iv. 廃棄物の適正処理(不法投棄の防止)

#### (2) LCAデータの報告

取引先様におかれましては、上記「低炭素社会構築」同様、当社から必要時に個別に依頼させていただきますので、その節はご協力をお願いします。

#### 4) エコマネジメント

当社は、生物多様性の保全を命と暮らしを支える重要な社会的課題と位置付け、「つなぐ」\*を意識した取組みを推進していきます。

\*「緑をつなぐ」、「地域をつなぐ」、自然との共生という概念で「未来へつなぐ」

#### 【依頼事項】

取引先様におかれましても、環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」\*等参考に、具体的な取組みの推進をお願いします。

\*参考資料:環境省「生物多様性民間参画ガイドライン」

[https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl\\_participation/download.html](https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/download.html)

〈補足〉

1. お取引先様からご提供いただいた報告書などの書類は、外部へ公表する事はありません。
2. 本ガイドラインの内容は、法規制、社内規程などの改訂により、変更する場合がありますので、下記の愛知製鋼(株)ホームページで、随時、ご確認をお願いします。

<https://www.aichi-steel.co.jp/about/procurement/index.html>

3. 本ガイドに関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。

---

## 愛知製鋼株式会社

安全衛生環境部 EMS推進室

TEL 052-603-9277 FAX 052-604-9358

品質保証部 品質監査室

TEL 052-603-9239 FAX 052-604-9386

調達部 調達企画室

TEL 052-603-9237 FAX 052-604-9198